

水田活用の直接支払交付金における 5年に一度の水張りルールの変更について（お知らせ）

農業者が主食用米の生産調整を行う際、対象となる作物を水田に作付けした場合に交付される「水田活用の直接支払交付金」について、これまではその対象となる「水田」の要件として、5年に1度の水張りを行うことが必須とされていましたが、この度ルールが変更され、水張りの代わりに「連作障害を回避する取組」を行った場合でも交付対象とすることとなりましたのでお知らせします。連作障害を回避する取組の詳細については、同封のチラシ「水田活用の直接支払交付金における5年水張りルールの変更について」をご確認ください。

なお、水田活用の直接支払交付金において、令和4～8年度の間に「①水稲作付」、「②1か月以上の水張り（たん水管理）」、「③連作障害を回避する取組（※令和7～8年度に行った取組に限る）」のいずれも行っていない水田については、令和9年度以降、交付対象水田から除外される見込みです。令和9年度以降も交付対象水田として維持する意向のある方で、令和6年度までに上記①・②を行っていない場合は、令和7年度か令和8年度に上記①～③のいずれかを行う必要がありますので、十分ご注意ください。令和7年度中に上記の取組を実施する場合は、以下によってください。

① 水稲作付を行う場合

「営農計画書」により確認します。すでに提出済みの営農計画書の内容に変更がある場合はご連絡ください。

② 1か月以上の水張り（たん水管理）を行う場合

別紙「水張り（たん水管理）の取組について」をご確認の上、事前に「水張り（たん水管理）実施届出書」を仙北市農業振興課へ提出してください。届け出のあった水田について、職員が現地確認を行います。

③ 連作障害を回避する取組を行う場合

同封のチラシ「水田活用の直接支払交付金における5年水張りルールの変更について」をご確認の上、取組実施後に「作業日誌」、「購入伝票等」を仙北市農業振興課へ提出してください。

ご不明な点等ありましたら、担当までお問い合わせください。

【担当】仙北市地域農業再生協議会事務局
（仙北市農業振興課内 角館庁舎2階）高橋・大石
TEL 0187-43-2206 FAX 0187-54-4777